

編集委員会規定

1 設置

立教大学コミュニティ福祉学会会則第2章第8条に基づき、編集委員会（以下「委員会」）をおく。

2 任務

委員会は立教大学コミュニティ福祉学会の機関誌「まなびあい」の発行につき、企画・原稿依頼・投稿論文の審査・発行などの編集任務を行う。

3 構成

委員会は、委員長・副委員長・委員で構成される。

- 1 委員長は担当教員があたり、副委員長は委員の互選により選任する。
- 2 委員は委員会の議に基づき、委員長が委嘱する。

4 任期

委員長・副委員長・委員の任期は1年とする。

ただし、再任は妨げない。

5 編集委員会の開催

委員会は、進行計画に応じ、委員長がこれを招集する。

6 編集委員会の任務

委員会の任務は次の通りである。

- (1) 学会誌の編集を行う。
- (2) 学会誌への寄稿を審査して、別に定める投稿規定に基づき採否を決定する。
- (3) 学会誌の編集方針、編集計画の作成を行う。
- (4) 本学会出版物に関する年度計画の立案作成を行う。
- (5) その他、編集、発行に必要な事項を行う。

7 別に定める事項

投稿規定、執筆要項は別に定める。

8 疑義・不服への対応

委員会は、投稿者から採否決定に関して疑義・不服が申し立てられた場合は、速やかに対応し、申立者に回答する。